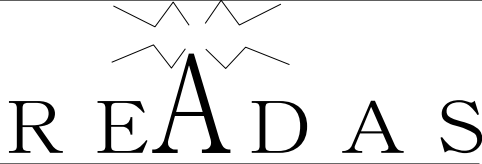


第 6242 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月19日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 源泉所得税の納期の特例

Q : 源泉所得税の納期の特例という制度があるようですが、どのような内容なのか?

A : 次のような内容です。

【解説】

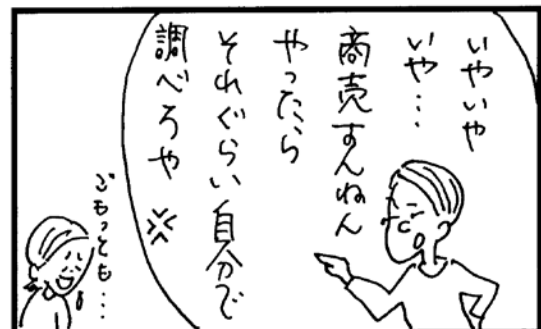
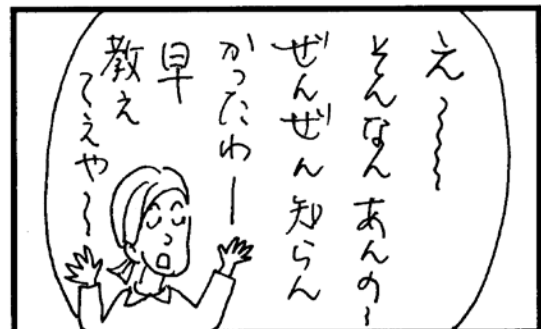
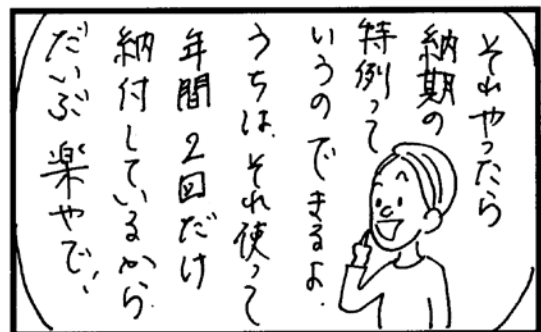
雇用者は、従業員に給与等を支給する際には、給与等から一定の源泉所得税額を控除し、原則として、その月の翌月10日までに国に納付しなければならないこととされています。

ただし、例外的に、給与等の支払を受ける者が常時10人未満である事業者については、事務処理への配慮から、一定の申請書を提出すれば、1月から6月までに預かった源泉所得税は7月10日に、また、7月から12月までに預かった源泉所得税は翌年1月12日にまとめて納めることが認められることとなっています。

この特例を源泉所得税納期の特例といいます。この特例は、給与等の支払を受ける者が常時10人未満でないと認められず、10人未満かどうかは、日々雇い入れる者を含めて判定することになっています。

したがって、常雇人の人数が10人未満であっても、日々雇い入れる者を含めると10人以上になる場合には、この適用は受けられませんので注意してください。

なお、日々雇い入れることを常態としない事業者が、繁忙期に臨時に人を雇い、たまたま10人以上になったという場合には、この規定の適用を受けることができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】